

精神保健福祉士及び社会福祉士養成実習教育における学生のマナー問題に関する研究

向井智之*

I. はじめに

私事ではあるが、非常勤も合わせると、教員として精神保健福祉士養成に携わり9年目。並行して、社会福祉士の養成でも4年目である。その中で、実習教育を担当するのが5年目となる。その短い経験の中でも、ソーシャルワーカー養成において、実習教育は非常に重要な位置を占めており、かつ難しいということは常に実感している。

なぜなら、実習教育は、とくに、学生と教員という二者関係だけではなく、配属される実習先の実習指導者も加わる三者関係の中で展開される。さらに、実習機関に所属する当事者であるクライアントの方々も入れれば、四者関係にもそれ以上にもなる。そのことによって、それぞれの相互作用は多岐にわたり多元にわたる。当然一筋縄にはいかないことも多い。

それから、実習という多くの学生にとって大きな壁に立ち向かうに当たって、果敢に立ち向かう者もいれば恐れおののく者もいる。そこには、その学生自身が顕著に露呈され、自己の否認と受容を交互に繰り返さざるを得なくなることも少なくない。学生が自分自身に向き合う作業。このデリケートな作業を私達教員は取り扱わなければならない。

このように実習教育は、学生が自分自身と向き合うことを中心に据えながら、様々な相互作用の中で展開されていく。学生はその学生なりの実習を体験していくので、その成長も学生なりである。そのため、全く同じ実習は二度とはない。私達教員からすると、そこに指導する難しさがあり、楽しさややりがいがあるのだろう。私も試行錯誤を繰り返し実習教育と関わってきた一人だ。

しかし、そのような中で、最近特に顕著になってきていると実感することがある。それは実習を行う学生の礼儀や作法（以下、マナー）に関する問題である。マナーの問題自体は、決して新しいものではない。問題はその質である。例えば、「ええ。そんなこと？」とか「そんなばかな」と口をついて言うってしまうような、私達の想像を超えるようなマナー問題が目

*総合福祉学部 助教

につくようになった。

そして、多くの場合、そのような問題が起きると、学生個人の性格や能力不足が原因であるからもっと厳しく指導し、効果がなければ実習に行かせないようにしよう、と結論付けられる。しかし、私は、このような理解は、あまりに表面的で本質を捉えていないように感じる。それに、その重大性にも目を向ける必要がある。一部の学生のことであればしょうがないと割り切ってはいけない。数の問題ではなくその影響である。マナー問題によって、実習中止に至る場合もある。実習先に迷惑をかけるだけではなく、学生自身の挫折体験が根強く残る可能性は高い。場合によっては、その学生の将来さえ左右しかねない。一人であっても看過できないと見るべきである。

そこで、私が本稿で考えたいのは、マナー問題の本質である。単に学生個人の問題ということではなく、なぜそのような学生が出てくるようになったのかという原因を探ることと、それを理解するための一定の整理を行うことである。

そして、可能であれば、具体的な解決策の端緒を掴めればと考えている。

Ⅱ. 研究の方法

今回は文献研究を中心に進める。

具体的な事象からその内容を分析することも大事である。しかし、今回の場合は、その分析結果が、事例として取り上げた特定の学生の病理を指し示す可能性を秘めている。そのため、マナー問題を起こした学生の実際の事例を扱うには、学生自身への影響を考えると避けの方が良いと考えた。

そのため、具体的な事例は、すでに他文献で公表されている部分的なものを使うにとどめる。その結果、論拠が不足してしまうとしたら、それは私の力量によるところである。

Ⅲ. 実習教育におけるマナー教育の現状

1. 指導要領

ソーシャルワーカー養成のための実習教育の中で、マナー教育がどのように取り扱われているのか見てみる。

まずは、精神保健福祉士の養成ではどのように指導指針が示されているのか取り上げてみる。「精神保健福祉士養成施設等指導要領」ⁱによると、実習科目の「教育に含むべき事項(内容)」として、「①実習オリエンテーション、②視聴覚学習、③現場体験学習、④見学実習(急性期病棟など)、⑤専門援助技術実習指導、⑥リハビリテーション実習指導、⑦配属実習、⑧全体総括」を示している。

次に、社会福祉士養成の方を見てみる。「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」ⁱⁱ

によると、「教育に含むべき事項（内容）」として、「①相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義，②実際に実習を行う実習分野（利用者理解を含む。）と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解，③実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解，④現場体験学習及び見学実習（実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む。），⑤実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解，⑥実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む。），⑦「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解，⑧実習生，実習担当教員，実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成，⑨巡回指導，⑩実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成，⑪実習の評価全体総括会」を示している。

この二つをみると，実習教育ではマナー教育が教育を行うべき項目として取り上げられていないことが分かる。

次に，各種教科書類を見てみる。

まずは，精神保健福祉士養成課程について，日本精神保健福祉士養成校協会が編集している本ⁱⁱⁱをみてみる。すると，実習の前段階である見学実習・現場体験学習に先立つ学習として，あいさつ・身だしなみについて11行で簡潔に紹介している。

日本精神保健福祉士協会監修の本^{iv}には，マナーに関する記述は見当たらない。

今度は，社会福祉士養成課程について，「MINERVA社会福祉士養成テキストブック」を見てみる。ここでは，「事前学習第一段階での学び」の中の一つとして，「社会人としてのマナー 社会人，市民としての権利義務の確認，身だしなみ，挨拶とマナー（礼儀作法）」および，「職業人としてのマナー 職業人の権利義務，責任の確認としての電話・手紙・メール・文書の取り扱い，勤務・通勤・就労ルール，職業倫理，実習期間中の喫煙禁止・アルバイト禁止，業務上の根拠の確認と整理（個人的行為と職務行為の区別），など。」を示している。

さらに，同書籍の中で「社会人・職業人としての約束ごと②」として，7ページを使い「就業時間」「利用者とかかわり方」「服装・身だしなみ」「持ち物」「その他個別のルール」「実習中の事故」「基本的な生活のスキルとマナーの習得」「体調管理」「物の貸し借り」「挨拶」「TPOに対応した言葉遣い」「電話のかけ方」「郵送等の方法での連絡」「Eメールでの連絡方法」という項目で，マナーについて取り上げている。

最後に，「五訂 社会福祉実習」^{vi}を見てみる。「社会的マナー」「笑顔とあいさつ」「遅刻厳禁」「積極的態度」と項目を立てて，1ページの分量でコンパクトに取り上げている。

このように，1冊は紙幅を割いてマナーに関する記述があるが，他の3冊は十分に取上げていないとは言えない。

あとは、各教育機関が独自に作成している「実習の手引き」に類するものがある。

これは、具体的な書類の書き方や提出物に関する連絡や書式の配布などが主な目的で作成されている。書式や提出先などは教育機関ごとに異なるのであるから、一般の書籍として刊行することはできない。要するに、事務手続きが主な目的の冊子と言えよう。

それらの「実習の手引き」に類するものは容易に他からの情報を得ることはできないが、例えば、私が所属する教育機関の「実習の手引き」であれば、5ページにわたってマナーに関する事項を取り扱っていた。

具体的に示すことはできないが、着任経験がある他の複数の教育機関では3～4ページというのが標準であった。取り上げられていない物は見たことがない。

以上のことから、マナー教育の位置づけについて考察してみる。

まず厚生労働省の通知や書籍として一般に流通する専門養成教育のための教科書には、マナー教育は十分には取り上げられていなかった。それに対して、公の目にさらされない各教育機関独自の「手引き書」には載っている。「手引き書」とは、その教育機関で行われる実際の配属実習の流れ、提出書類の書式や提出場所、期間等の手続き的な内容が中心の冊子である。

このように見てくると、意識するにせよ意識していないにせよ、ソーシャルワーカー教育の中で、マナー教育は、ある一定の位置づけがなされていると指摘することができる。

それは、マナー教育とは、ソーシャルワーカーという専門家養成のための教育ではなく、あくまでも注意伝達事項にすぎないという指摘である。

なぜなら、マナー教育が、教科書には載せられず、事務手続きが中心の手引きに載せられているからである。

このことから、つまり、マナー教育がソーシャルワーカー教育の中で軽視されていると言っても良いのではないだろうか。

もちろん、実際に教育を行っている教員はそのつもりはないだろう。体験的に、実習が中断となるような大きな問題は、その学生の専門的能力の不足ではなく、マナー違反が原因であるということが分かっているからである。だから、おそらく多くの教員はマナー問題を軽視してはいない。

しかし、実際の位置づけは、重視されたものとはなっていない。そこも問題である。一番問題になりながら、軽視された位置づけになっているという現状をしっかりと認識しておく必要がある。

IV. マナー教育に取り組む意義

実習教育におけるマナー教育の現状を考察することで、マナー教育が専門家教育の視点からいえば、軽視されているということを指摘した。

それでは、本当にマナー教育は専門家養成教育という点では意義の乏しいものなのであるか。その点について考えてみたい。

ウィキペディアでは、マナーについて、『「他者を気遣う」という気持ちを所作として形式化し、わかりやすくしたものが形式としてのマナーである¹⁴⁾』としている。つまり、マナーとは、相手とより良く関わるための基礎と言うことではないだろうか。

このことをもっと踏み込んで考える。

例えば、具体的に対人援助場面を想定して考えてみる。相談機関にクライアントが初めて相談のために来所したとしよう。ケースワーカーは、クライアントが待っている受付に向かうが、服装は派手ではなく地味で整っているだろうか。受付でクライアントに会った時に、緊張を和らげる表情や身振りはできているか。自己紹介等の挨拶や相談室への案内ははっきり行えたか。相談室に案内する時の歩く速さは早すぎたり遅すぎたりしていないか。相談室の中に案内し、座席に座るとき、ちゃんと聞く姿勢で座れているか。相手の目を見て話しているか。自分ばかり話をしていないか等々。

クライアントとの面談を開始するまでのことを簡単にたどってみるだけでも、たくさんのマナー上のチェックポイントがあった。これらはすべて、あくまでもマナーを念頭に置いてあげたものである。しかしながら、これらができていないとクライアントの不信をかい、面談がスムーズに進まない可能性が高い。たったそれぐらいで、と思えるかもしれないが、クライアントが相談機関に相談に来るといふことの心理的狀態を考えてみればわかる。クライアントは、自分の個人的な問題を見ず知らずの他人に打ち明けるのである。そこには、話すことへの不安があり警戒があるのは当然である。そのため、打ち明ける相手が、打ち明けても大丈夫な人物なのか、意識を集中して推し量りながらクライアントは話してくる。そのような状況のクライアントの前に、ぼさぼさの髪の毛で派手な服装のケースワーカーが出てきたらどう思うだろうか。想像するまでもあるまい。相手へ配慮をし、より良いかわりを追及するのは、ソーシャルワークの基礎ではないか。

つまり、マナーを守るということは、ソーシャルワークを行うために必要なことだと言える。専門的援助技術とまでは言えないかもしれないが、専門的援助技術を活用するためには不可欠な技術であるといっても良いだろう。

マナー教育は、単なる一般教養ではなくソーシャルワーカーに必要な不可欠な専門教育の基礎として明確に位置付けるべきであると思う。

それから、マナー教育に取り組む意義について、もう一つ述べておきたい。

それは、失敗から学ぶという視点についてである。人は体験から多くのことを学ぶのであるから、実習に行ってみて自分のマナー不足を具体的に学ぶことは意味があるとする類の主張である。この指摘は、確かに学生の学びという点では意義があるといえよう。しかし、ソーシャルワーカーとして、専門家になるための実習で、「マナーを学んだ」というのでは、専門家教育の役割を果たしているとは言い難い。しかも、ソーシャルワーカーになるための実習は、180時間または210時間という短い期間である。マナーを学ぶ暇はない。もっと専門的な援助技術をそこに集約できなければ実習の意義は低い。そのため、マナーが実習の学習成果になることなく、事前に身につけておかなければならない。

V. 学生のマナー問題の現状

次に、実際にはどのようなマナー問題が起こっているのか見てみたい。

日本社会福祉士会が実習指導者に対して行ったアンケート調査の報告書^Ⅳを参照する。アンケートは、実習指導者講習会の際に、「これからの社会福祉士実習のあり方」についての意見・要望の募集という形で行われた。

その結果に、「実習生について」ということで27件の意見・要望があった。そのうちの4つを報告書に記載している。

それが次の4つである。

「実習生の中には、単位取得のために来ていたり、福祉職に就転職を考えていないなど、実習生の気持ちに温度差がある」「実習以前に、相手に対する挨拶の仕方、年上の方への言葉遣いなど、基本的な礼儀について身につけてほしい」「学生の意欲や能力に大きな差があり、対応に苦慮する場合がある。特に学生に意欲を感じられない場合が多い」「学生自身のやる気も見えてこない。事前学習（大学の）も十分吸収できずに現場に来るので、実習内容も十分に吸収できているとは思えない」。

これらは、マナー問題とみることができる。なぜなら、挨拶や言葉遣いはもちろんであるが、本心であったとしても労力を割いて指導してくださる指導者に福祉職に進まないと言ったり、消極的に行動したりすることは相手に失礼だからである。相手に失礼なことを行うこれらの問題は、マナー問題と言っていいだろう。

そして、この4つの意見・要望を見て、まず私が感じたのは、実習指導者やそこにいる当事者の方々とのコミュニケーションがとれていないのではないかということであった。

もちろん、今までの私の実習指導の体験とも合致する。学生は、実習先で意欲が足りないという指摘を受けることがある。その根拠として、実習指導者より、「挨拶ができない」「質問ができない」「自分から話しかけられない」というコミュニケーション上の問題が述べら

れる。これは、施設を利用している当事者に対してというだけではなく、実習指導者に対しても同様である。

それから、このような意見・要望がアンケートに書かれたということ自体にも、学生のコミュニケーション能力の不足をうかがい知ることができる。なぜなら、問題が起こったら、通常実習指導者は学生に指導を行う。指導が通り、学生が行動をすぐに改善させれば実習指導者はアンケートに書くほどの問題意識は持たなかったであろう。逆に、指導をよく聞く良い学生だと前向きの評価にさえなる場合もある。指導を行ってもすぐに改善されなかったからこそ、アンケートに記述したと考えれば、いかに学生にとってその行動が難しいものであったのかが分かる。

このことから、学生のコミュニケーション能力という問題が、マナー問題に大きく関係しているように思える。

そこで、学生のコミュニケーション能力を焦点にして、学生を取り巻く様々な社会的問題を概観することで、学生のコミュニケーション能力に対する理解を深めることを試みたい。

VI. 学生を取り巻く社会的状況

学生のマナー問題の現状についてみてきた。その結果、学生自身のコミュニケーション能力の問題がマナー問題に影響している可能性に気づくことができた。そこで、学生を取り巻く様々な社会的問題にはどのようなものがあるのか、ここで概観しておきたい。

1. 不登校・ひきこもりの問題

まずは、不登校問題について見てみる。文部科学省の調査によると、平成13年まで増え続けた不登校児童の数は、平成17年までに緩やかに減少し、以降、小さな増減を繰り返している。センセーショナルに新聞等のメディアで取り上げられた時代を過ぎた今でも、不登校は現実の問題として厳然と存在する。

不登校の理由は、一様ではないが、先にも引用した文部科学省の調査¹⁸によると、「その他本人に関わる問題」の43.2%を抜かせば、1番に多いのは「いじめを除く友人関係をめぐる問題」17.7%で、その次は「親子関係をめぐる問題」11.4%、次が「学業の不振」10.3%となっている。なお、「いじめ」は2.6%にすぎない。

この結果をみると、不登校の原因として「いじめ」が少ないということに対して、友人や親との関係で問題が起きていることが分かる。友人や親であれば、多くの場合どちらかと言えば本人に近く、本人の味方となるべき存在である。これは何を意味するのだろうか。

まずは、友人関係について考える。いじめではないとすると、本人は一方的に攻撃されているわけではない。しかし、本人はそこに息苦しさを感じている。ということは、何か特別

なことではなく、単に誰かと関わるということ自体に息苦しさを感じている。その積み重ねが心身の不調をきたす原因となったのではないだろうか。つまり当たり前に関わることが難しいということではないだろうか。

それから、親との関係についてである。親と子の意見が相違することは珍しいことではない。喧嘩になるような言いあい意見をお互いにぶつけ合うこともあるだろう。しかし、ここで問題になっているのは、おそらくそういうことでの問題ではない。なぜなら、単に親子で喧嘩をするなら、子どもは家を飛び出す方が自然と思える。飛び出さないにしても学校に行かずに家にとどまるのではなく、むしろ学校に逃げるだろう。そう考えると、家にとどまるということは、ちゃんと気持ちをぶつけ合えなかったということではないだろうか。とくに、本人が自分の気持ちを言えなかったのではないだろうか。仮に、逆に本人が一方的に言えたのだとしたら、学校に行かない理由は見つからない。自分の気持ちをちゃんと親に伝えられずに、自分の中に押し殺し続けることで、心身の不調をきたしたのではないだろうか。

こうして考えてくると、不登校の原因は、本人のコミュニケーション能力の不足にあるという見方も可能ではないか。友人や親とうまくコミュニケーションがとれれば不登校に至らずに済んだのかもしれない。

さらに、ひきこもりの問題も同様の傾向を指摘することができる。日本において、「ひきこもり」は、約32万世帯に上り、その数と共に、長期化が社会問題とされている。

厚生労働省の定義によれば、「ひきこもり」とは、「6ヶ月以上自宅に引きこもって、会社や学校に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態」のことを指すとされている。

この定義から、「対人関係がない」ということは「対人関係がうまくできずに避けている」ととることもできるだろう。なぜなら、人は社会的な生き物である。社会の中で生きている限り、対人関係を完全に排除して生きていくことはできない。そのため「対人関係がない」というのは、意図的に避けているからだと考えられる。そして、なぜ避けているのか。それは、対人関係の問題で過去に嫌な経験があったという可能性は高い。そして、対人関係がうまくいかなかったということであれば、コミュニケーション能力が不足している可能性も高いといっても良いだろう。

それに、ひきこもり状態の長期化が問題となっているが、長期間他人とコミュニケーションを取らなければ、その能力が衰えることは想像できる。なぜなら、私たちは事前に教科書等でコミュニケーションを学んだのではなく、多くは実際の体験の中で学んできたからだ。他者とかかわるその具体的な経験が蓄積されてコミュニケーション能力は高まっていく。

このように考えていくと、コミュニケーション能力の不足が不登校やひきこもりを引き起こしている可能性や、その逆の、不登校やひきこもることでコミュニケーション能力が衰えてしまう可能性も否定できない。

どちらにしても、不登校やひきこもりという経験が、本人のコミュニケーション能力の低さに関連していると指摘することはできないだろうか。

そう考えると、現在の社会の中のひきこもりの増加という傾向と相関して、若者一般のコミュニケーション能力が低下傾向にある可能性があるということを指摘しておきたい。

2. 精神障害の問題

それから、精神障害についてである。

コミュニケーション能力の不足では、精神障害も同様である。

内田千代子は、大学生のうつ病の現状について、国立大学の学部と大学院生を対象としたアンケート調査結果を用いて次のように述べている。『『いつも憂うつである』が13.4%、『体調不良に悩まされている』12.1%、『いつも疲れている』28.3%、『いつもイライラしている』8.0%であった。10%前後の学生が抑うつ状態に陥っている可能性がある』^x

また、吉武は、自身の大学学生相談所カウンセラーとしての経験を基に、「他の学生との人間関係におけるコミュニケーション不全や傷つきがもとで、抑うつ症状や不登校状態をきたす、というものが目につくようになっていく」と述べている。

元より、学生たちの年齢でいう青年期は、子どもから大人への発達過程で思春期などとも評される不安定な時期である。加えて、生涯の中でも精神障害を最も発症しやすい時期でもある。

それからその人数である。内閣府による障害者白書^{xi}では、その数が約303万人に達したとしている。これは、約40人に1人は精神障害者であることを示している。あきらかに精神障害は特別な病気・障害ではない。私達の身近な病気・障害である。

3. 発達障害の問題

次に発達障害である。発達障害と聞くと、小学生を中心とした児童を思い浮かべることが多いように思う。確かに、「発達」と聞くと、それは間違いないように思える。精神疾患に関する診断基準^{xii}の中でも発達障害は「通常、幼児期、小児期、または青年期に初めて診断される障害」の章に分類されている。

しかし、多くの場合、小児や青年期に診断を受けるということであって、成人には関係ないということではない。つまり大学生も例外ではない。

そのことを踏まえて、いくつか紹介したい。

まずは、学習障害の一つで「書字表出障害」である。これは、文字や文章を書く能力に障害がある場合である。診断基準では、「基本的特徴は、書字能力が、その人の生活年齢、測定された知能、年齢相応の教育の程度に応じて期待される水準よりも十分に低いことである

(基準A)。書字表出の障害は、書字能力を必要とする学業成績又は日常の活動を著明に妨害している(基準B)。感覚器の欠陥が存在する場合、書字能力の困難さは通常それに伴うものより過剰である(基準C)』^{xiii}とされている。

次は、広汎性発達障害の一つで「アスペルガー障害(アスペルガー症候群)」である。これは、対人関係がうまく結べないことを特徴とした障害である。診断基準は、「重症で持続する対人的相互反応の障害(基準A)と、限定的、反復的な行動、興味、活動の様式である(基準B)。その障害は、臨床的に著しい社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしていなければならない(基準C)。自閉性障害とは対照的に、臨床的に明らかな言語習得の遅れがない(基準D)が、しかし、社会的交流のより微細な局面は、影響を受けるかもしれない。加えて、環境への正常な好奇心を示すことによって明らかとなる認知の発達や、年齢にふさわしい学習能力や、(対人関係以外の)適応行動の習得に関して、生後3年間で臨床的に著しい遅れがみられない。最後に、他の特定の広汎性発達障害や統合失調症の基準には当てはまらない(基準F)』^{xiv}とされている。

最後に、「注意欠陥/多動性障害」についてである。これには、「注意欠陥」と「多動性」の両方があるが、今回は「注意欠陥」に注目する。診断基準では、「(a) 学業、仕事、またはその他の活動において、しばしば綿密に注意することができない、または不注意な間違いをする。(b) 課題または遊びの活動で注意を集中し続けることがしばしば困難である。(c) 直接話しかけられたときにしばしば聞いていないように見える。(d) しばしば指示に従えず、学業、用事、または職場での義務をやり遂げることができない(反抗的な行動、または指示を理解できないためではなく)。(e) 課題や活動を順序立てることがしばしば困難である。(f) (学業や宿題のような)精神的努力の持続を要する課題に従事することをしばしば避ける、嫌う、またはいやいや行う。(g) 課題や活動に必要なもの(例:おもちゃ、学校の宿題、鉛筆、本、または道具)をしばしばなくしてしまう。(h) しばしば外からの刺激によってすぐ気が散ってしまう。(i) しばしば日々の活動で忘れっぽい』^{xv}とされている。

このように発達障害の診断基準の記述をみると、実習ノート等の記録が書けなかったり、施設職員や利用者とうまくコミュニケーションが取れなかったり、集合時間や提出物の遅れも学生のマナー問題として取り上げる事項と比べてもそれほど違和感はない。

さらに、イメージしやすいように、具体的な事例を紹介する。大人のADHDを取り上げている雑誌の中に次のような事例が紹介されていた。

一つは、ADHDとLD(学習障害)の診断を受けている20才の男性についてである。「高校入学にあたり、『誰も自分の(ADHDの)ことを知らない高校に行きたい』と地元からやや離れた公立高校に入学し、中学校から高校への引き継ぎも拒否した。『周りに手助けされることなく、頑張りたい』と運動能力を活かしたクラブ活動で活躍。体育系で大学進学

話もあったが断り、『早く自立したい』とスポーツジムに就職した。就労当初は熱心に取り組んでいたが、研修期間が終わって接客的な仕事も入るようになると、臨機応変な対応をこなすことができずに、上司に叱られることが増え、約半年後に離職。その後、一時友人たちと遊び歩くことが多かったが、交通事故（自損）を起こしたことから、『修理代を弁償しなければならない』と交代制勤務の仕事をはじめた。店長に『失敗しても前向きなところがいい』と気に入られ、ハードな仕事を続けながら、趣味のスポーツを通して、友人関係も広がってきている』^{xvi}と紹介している。

もう一つは、軽度の発達障害をもつ大学生達についての記述である。「問題を微妙にしているのは、ある程度能力が高く、本質的には違和感を持ちながらも、事態や状況を観察学習によって乗り越えてきた一群の学生たちの存在である。彼らは『周りの人がなぜ笑っているのか理解できないけど、こういう時は笑うものだと思って笑っていた』とか、『どうして皆、規則を守らないのかわからないけど、そう思っているのは自分だけみたいだから、言わずに済ませていた』と語る。あるいは『どうしてあなたはそんなに忘れ物が多いの？ 部屋が汚いの？ とさんざん親に言われてきたけど、友達の下宿に行って初めて親の言っていた意味が分かった。私は片づけられないんだ、って思った』と言う』^{xvii}と紹介している。

そして、その発達障害者の人数については、ここ10年余りで激増している。全国児童青年精神科医療施設協議会が公表している所属医療機関における外来統計として紹介しているものを参照する。それによると、「15歳以下の全体の受診者数は2005（平成17）年には総計6,689名であったのに対して2006（平成18）年には8,954名と増加している」とし、そのうち半数以上が発達障害で占めているとしている。内訳は、広汎性発達障害が3,215名（35.9%）、多動性障害が801名（8.9%）、精神遅滞が739名（8.3%）となっている。^{xviii}

以上、その症状や発達障害者数の劇的な増加を見てくると、発達障害を持つ方々は“私達の身の回りにはいない特別な人”ではないことは明らかである。

ただし、もちろん実習においてマナー問題を引き起こした学生が全員発達障害だと言いたいわけではない。私が言いたいのは、そのようなハンディキャップを持った学生も存在する可能性があるということである。

そして、不登校や引きこもり、精神障害のところで指摘したと同様に、発達障害者も他者とのコミュニケーションを非常に不得意としている。

4. 地域社会の問題

子育ての機能について、日本は地域社会がその一端を担ってきた。日本従来の地域の住民全体のかかわりが濃厚な農村型社会では、親と子どもだけの関係ではなく、子どもと近所のお兄さんやお姉さん、おじさんやおばさん、おじいさんやおばあさんなど、異年齢による複

層的なかかわりがあった。様々な人と関わることを通して、子どもはどのように関わるべきかを学んでいく。地域社会の複層的なかかわりは自然にしつけや教育の機能を持っていたのである。しかし、近代化に伴い、農村型社会は都市型社会へと移ってきた。都市型社会では、特有の地域関係の希薄化が見られ、異年齢のかかわりは減少した。地域崩壊との指摘がなされ始めて久しい。

このような閉塞した環境の中で、親も子どもももがいている。校内暴力、児童虐待、モンスターペアレンツ、不登校、ひきこもりなど、地域崩壊以降に表出してきた問題は少くない。地域崩壊の影響が多方面に、子どもを取り巻く社会問題として表出してきたと考えれば、地域社会の人間関係の希薄化が子育て機能の弱体化をもたらし、子どものコミュニケーション能力の発達に影響を与えた可能性は高い。

5. 教師の問題

マナー教育を行う役割を持つ人の中心的なところに小中高等学校の教師はいる。ただ、本来はそうではないだろう。このことについて、中学校教師の平川は「我慢をする」とともに、「相手の気持ちを考えて行動する」というマナーを「しつけ」と定義して次のように述べている。

「本来家庭の中ではぐくまれるべき、基本的な『しつけ』の部分が十分に身につかないまま、子どもは学校という『しつけ』を前提とした集団生活の場に入ってくるように思う。教員は教科指導を始め、その本来的指導において生徒たちと豊かに接することができず、本来家庭で身につけておくべき『しつけ』をすることに多くの労力をさいているのが現状なのです」^{xix}。

これは教師の負担の大きさを物語っている。教師の負担とえば、朝日新聞で「公立の小中高校と特別支援学校で中途退職する教員が全国で毎年1万2千人を超え、この5年間では6万7千人に及ぶことが、都道府県・指定市の教育委員会への朝日新聞の調査でわかった」^{xx}と伝えられた。

原因は、子どもや保護者らとの関係や事務作業の増加などではないかとしている。「気持ちが沈んで憂うつ」とアンケートに答えた教師は27.5%で一般企業の約3倍なのだそうだ。

しかも、マナー教育は、教員の側からすれば本来業務ではない。疲弊した中で、本来業務ではないことまで押しつけられているとすれば、そのような中でなぜ満足な教育が行えるのだろうか。負担は過度に至り、教師は疲弊している。

このことから、マナー教育を行う役割を持つ教師は、疲弊して十分な教育が行えていない可能性がある」と指摘できる。

VII. まとめ

以上のように見てくると、実習に行ってマナー違反を起こすような問題学生は、本人自身

の責任と言いきれない可能性もあるのではないだろうか。

例えば、挨拶ができないのは、以前いじめからひきこもった生活をしていたので挨拶を行う習慣がなかったり、精神障害があるために対人恐怖が強かったり、発達障害があるために挨拶を行う意味が理解できなかったり、地域で異年齢とのかかわりが少なかったので躊躇していたり、挨拶することを学校で教育されてこなかったりしたから、などの可能性はないだろうか。

質問ができないことや自分から話しかけることができないことも、それらの可能性をあてはめることができるのではないだろうか。

つまり、実習指導者や私達教員が、なぜ当たり前のことできないのかと注意することが、学生には当たり前ではない可能性がある。そうだとしたら、それは簡単に修正ができるような根の浅い問題ではない。学生自身は必ずしも自分の正当性を認識できているわけもなく、その責めを一身に負うしかないのが現状ではないか。

問題学生は、本人が望んだわけでもないハンディキャップを見過ごされたり、社会の矛盾やゆがみを背負わされたりしている被害者とみるべきである。いつでも社会の矛盾やゆがみが一番弱いところに垂れ流されることになっている。この実習の教育システムの中で一番弱い立場なのは、言うまでもなく学生である。実習指導者や教員のノーという答えに学生は抗いきれない。そのため、まずは、私達教員が、学生が被害者であるという視点を持つことから始めなければならない。

それに、問題学生の増加は、私達教員が対応しきれていないことの証拠である。マナーの問題が、学生が受けてきた様々な社会的問題が背景にあるとしたら、私たち教員自身もその新しい背景を持った学生に対応した新しいアプローチで教育を行わなければならない。それができていないということであろう。学生がマナー問題を起こした時に、いかに自分の責任に引き寄せて考えられるかが大事である。

そのうえで、学生を指導することではなく、学生を理解することを大事にしなければならない。

相手を十分に理解せずに介入することの危険性を、ソーシャルワークを専門とする教員は現場で十分味わってきているはずである。

以上から、学生のマナー問題の原因は、学生のコミュニケーション能力の不足にあるため、マナー問題を解決するためには、学生のコミュニケーション能力向上を目指した“より手厚いコミュニケーション教育”と“ハンディキャップを持つ学生を対象とした新しい手法のコミュニケーション教育”の両方が必要とされていると指摘したい。

VIII. 今後の課題

問題を起こす学生の背景について、その可能性を探ることができた。あとは、それに対応した新しい教育ツールを開発することが望まれる。

とくに、軽度発達障害等のハンディキャップを持つ学生への教育については、障害分野で活用が広がっている認知行動療法などを視野に入れてツールを開発する必要がある。

それに、その学生を特別に指導するということが、学生本人や同級生にどのような心理的影響をもたらすのか注意が必要である。

ツールの開発とその運用方法が今後の課題となろう。

引用・参考文献

- i 厚生労働省社会・援護局「精神保健福祉士養成施設等指導要領」2008.6
- ii 厚生労働省社会・援護局「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」2008.3
- iii 日本精神保健福祉士養成校協会編「新・精神保健福祉士養成講座8 精神保健福祉援助実習」中央法規. 2009.1. pp40
- iv 日本精神保健福祉士協会監修「指導者のためのPSW実習指導Guide」へるす出版. 2002.11
- v 川延宗之・高橋流里子・藤林慶子編「MINERVA社会福祉士養成テキストブック 相談援助実習」ミネルヴァ書房. 2009.11. pp28, pp69-75
- vi 宮田和明・加藤幸雄・野口定久・柿本誠・小椋喜一郎・丹羽典彦編「五訂 社会福祉実習」中央法規. 2007.3. pp74-75
- vii 「ウィキペディア」サイト検索2010.11
- viii 日本社会福祉士会報告書「新制度のもとでの相談援助実習の質の向上に関する研究」2010.3. pp72
- ix 文部科学省「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」2010.8
- x 宮岡等編「こころの科学146」日本評論社. 2009.7. pp59
- xi 内閣府「障害者白書 平成19年版」
- xii 高橋三郎・大野裕・染矢俊幸訳「DSM-IV-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル」医学書院. 2004.1. pp55
- xiii 同上. pp68-69
- xiv 同上. pp91
- xv 同上. pp102-103
- xvi 滝川一廣・小林隆児・杉山登志郎・青木省三編「そだちの科学13」日本評論社. 2009.11. pp97
- xvii 同上. pp108
- xviii 精神保健福祉白書編集委員会「精神保健福祉白書2009年版」中央法規出版. 2008.12. pp149
- xix 滝川一廣・小林隆児・杉山登志郎・青木省三編「そだちの科学13」日本評論社. 2009.11. pp76
- xx 朝日新聞2010.7.20掲載

Research of a Student's Manners Problem in a Psychiatric Social Worker and Social Worker Training Education

Tomoyuki MUKAI

May feel that becoming especially recently. It is courtesy and manners of the students to practice (the Manor) is a problem. And in many cases, such problems occur and to be due to lack of guidance from the more severely personality and abilities students should try to not go to practice without effect, be concluded. But I understand that this does not feel like too superficial to capture the essence.

There, I think in this paper, the problem is the essence of etiquette. That student not only a personal problem and you get to the root of what has now come out of such students why a certain arrangement thought to do to understand it.

First, in social education, pointed out the significance of working on manners training. The Present Status and Problems of manners, we organize social context has been placed on the students. He added, summarized as follows.

Students causing problems go to practice manners, cannot possibly say his own responsibility. Student problems, handicaps or overlooked, or is burdened by social contradictions and distortions can be seen as inadequate communication skills.

Besides, the increase in student problem is evidence that teachers are not fully compatible with us. Behavior problems, and you are behind a variety of social problems has given students a new approach to education must be made compatible with its own student teachers with our new background. That it would not be.

From the above, the problem of students manners, because the lack of student communication skills, manners to solve the problem, aimed at improving communication skills of students "more generous Communication Education" and "have a handicapping new methods of communication education for students" want to point out that both are needed.